

Gyoseisyoshi Lawyer

北村國博法務行政書士事務所

まずはお電話下さい。

0761-46-6252

北村國博法務行政書士事務所

「後見人」と「遺言執行者」のことならご相談ください

後見人のこと、遺言書のこと、相続・遺産分割のこと、相続書類のこと、どうしてもよいか誰に聞いたらよいか分からない方・・・

まずはお電話下さい。電話 0761-46-6252まで
ご質問はサイドバーのメールより送信いただけましたら、追ってご連絡差し上げます。
行政書士には法律上、**守秘義務**があります。

ごあいさつ

老いは必ず訪れます。そうでなくても不慮の事故や病気が原因で、自分で自分の事ができなくなる可能性があります。そうなるからでは遅いのです。

「全く身寄りがない」「近くに親戚関係はない」「親族の世話になりたくない」「子どもとは疎遠な関係になっているから迷惑をかけたくない」など様々な事情が交錯するなかで、自らの「老後の対策」や「死後の財産処理」は待ったなしの問題です。

出来れば、元気な今の内に誰か信頼できる人(法律実務専門家)を決めておく(指定しておく)のが安心の第一歩です。



財産の管理、医療契約、施設入所契約等に関する手続き(第三者後見人として)、或いは、死亡した後の相続財産の管理・処分・遺産分割等(遺言執行者として)、あなた(相続人)に代わって、経験豊富な行政書士北村國博が**誠実・確実に**サポートいたします。

あなたの老後の安心・不安の解消に応じて、法律専門家の立場でお手伝いいたします。
自らの思いや意思があれば、今からでも遅くはありません！
将来への対策を講ずることは決して無駄ではありません。

秘密は厳守します。行政書士は「頼れる街の法律家」、官公署への手続や権利義務、事実証明関係書類等に関する法律と実務の専門家です。
あなた自身の、あるいはあなたのご家族の「後見人」「遺言執行者」をお探しなら、まずは当事務所にご相談下さい。親切・丁寧・明快到アドバイスいたします。

北村國博法務行政書士事務所

北村國博法務行政書士事務所
〒923-1243 石川県能美市三ツ屋町61番地1
電話番号:0761-46-6252 Fax:0761-46-6272
E-mail:kuni3388@live.jp
行政書士:北村 國博
日行連登録番号第04230167号
石川県立小松高校卒・慶應義塾大学法学部法律学科卒法学士



石川県行政書士会成年後見サポートセンター登録会員
金沢大学法学部裁判外紛争処理(ADR)行政書士業務研修修了
名古屋入国管理局長届出申請取次行政書士(名・行第14-2号)
日本行政書士会連合会著作権相談員管理番号0923051号
JITCO外国人技能実習制度法的保護情報講習講師養成セミナー修了



[印刷用PDFはこちらから>>](#)



[このページの上へ▲](#)